

多賀城市監査委員告示第9号

地方自治法第242条第4項の規定による多賀城市職員措置請求に基づく勧告に対して、多賀城市教育委員会教育長より措置を講じた旨の通知があったので、同条第9項の規定により当該通知に係る事項を下記のとおり公表する。

平成30年4月2日

多賀城市監査委員 佐伯 光時

多賀城市監査委員 根本 朝栄

記

1 勧告年月日

平成30年2月21日

2 勧告内容

多賀城市教育委員会に対し、平成30年3月30日までに、指定管理者であるカルチャ・コンビニエンス・クラブ株式会社に収納及び管理を行わせていた弁償金のうち、指定管理者が保有している63,278円の請求を行うよう勧告する。

3 措置内容

別紙のとおり

写

生学第1801号

平成30年3月29日

多賀城市監査委員 殿

多賀城市教育委員会

教育長 小畑 幸彦



多賀城市職員措置請求に関し監査委員の勧告に基づき講じた措置について（通知）

平成30年2月21日付け監査第256号において勧告を受けた件について、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第242条第9項の規定に基づき通知します。

記

1 勧告内容

多賀城市教育委員会が多賀城市立図書館の指定管理者であるカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社に収納及び管理を行わせていた弁償金のうち、指定管理者が保有している63,278円の請求を行うよう多賀城市教育委員会に勧告する。

2 措置内容

(1) 指定管理者に収納及び管理を行わせていた弁償金の請求

平成30年3月29日付けで、指定管理者が保有している平成28年度分の弁償本預り金（54,465円）及び平成29年度分の弁償本預り金（43,873円）について、同年4月13日（金）までに支払うよう請求を行った。

(2) 請求の内容

多賀城市監査委員の勧告では、指定管理者が保有している平成28年度分の弁償本預り金は63,278円とされていたが、そのうち平成29年度において弁償本と同一の図書資料7冊8,813円分を購入していたため、当該額を差し引いた後の金額である54,465円の請求を行った。

平成29年度分の弁償本預り金については、平成30年2月末時点で確認した43,873円について請求を行った。



多賀城市教育委員会事務局

生涯学習課生涯学習係

TEL 022-368-1141 内線 543, 544

FAX 022-309-2460